

## Info 町営新築住宅の入居者募集

町営新築住宅の入居者を次の要領で募集します。

### ▼入居資格

現在町内に居住・勤務し、独立の生計を営んでいる方で市町村税を滞納していない方。その他にも、入居資格がありませんのでお問い合わせください。

### ▼募集概要

▼入居戸数 2戸

▼間取り 3DK (6・6・6帖)

▼家賃 表のとおり

(単位：円)

入居者の所得月額合計	家賃
0～104,000	22,200
104,001～123,000	25,600
123,001～139,000	29,300
139,001～158,000	33,000

▼入居予定 5月下旬

▼所得基準 所得月額15万8千円以下

▼申込み 申込書は4月1日(月)から役場2階7番窓口建設課土木・農政係で配布し、4月15日(月)まで申込みを受け付けます。募集戸数を超える場合は、公開抽選により決定します。

▼問合せ 建設課土木・農政係 ☎28・0380

## 4/23開催 司法書士 無料相談会

司法書士による無料相談会を開催します。土地・建物の名義変更、相続手続、成年後見など司法書士業務に関する相談を受け付けます。秘密は厳守します。

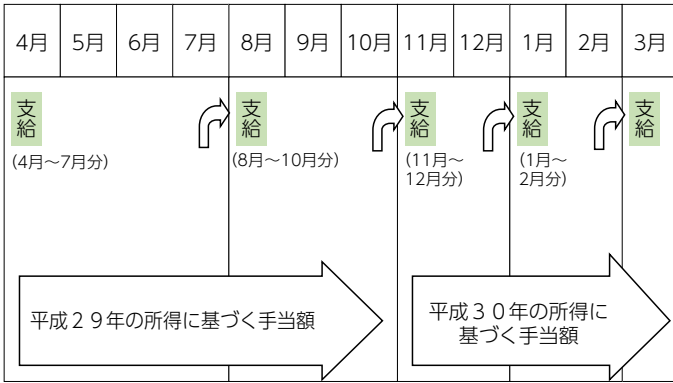
▼とき 4月23日(火) 午前10時～午後4時(予約不要)

▼ところ 役場3階会議室3・4

▼問合せ 総務課総務・人事係 ☎28・6003

## Info 子ども福祉手当などの支給月変更

今年度から、児童扶養手当・県遺児手当・町子ども福祉手当の支給月が変更になる。



なりません。

これまで、4月・8月・12月が支給月でしたが、今年度は4月・8月・11月・1月・3月が支給月となり、翌年度以降は奇数月に支給します。

今年の10月までは、平成29年の所得に基づく手当額となります。詳しくは上記表を参考にしてください。

▼問合せ 福祉課子育て支援係 ☎28・0936

## Info 就学援助制度

公立の小中学校に在学し、就学のために経済的な援助を必要とする児童・生徒の保護者の方に、学用品費や給食費などの一部を援助します。

### ▼対象者

- ▼生活保護法に定める教育扶助の廃止・停止をされた方
- ▼町民税を非課税・減免された方
- ▼個人の事業税を減免された方
- ▼固定資産税を減免された方
- ▼国民年金の保険料を減免された方
- ▼国民健康保険料を減免・徴収猶予された方
- ▼児童扶養手当の支給を受けた方
- ▼生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方
- ▼その他経済的理由により就学が困難な方

▼援助内容 給食費、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修

学旅行費の一部を援助

▼申請手続 4月1日(月)から役場3階9番窓口学校教育課学校教育係で申請書を配布します。必要事項を記入し、証明書類を添えて提出してください。

▼受付期間 4月1日(月)から5月31日(金)まで

※受付期間を過ぎても申請できますが、援助は申請日の翌月分からとなります。

▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎28・2211

## Info 遺児に高校入学祝金を支給

ひとり親家庭や両親のいない家庭で18歳未満の方が、高等学校、高等専門学校、高等専修学校に入学する際に入学祝金を支給します。該当される方は、申請手続きをしてください。

### ▼対象者 次のいずれかにあてはまる児童を養育している方

- ①父が母が死亡した児童
- ②父母ともに死亡した児童
- ③父が母が引き続き一年以上行方不明となっている児童

▼祝金額 遺児1人当たり 2万円

### ▼申請時に必要な書類など

- ①高等学校等への在学、入学年度を証明する書類(学生証等)
- ②印鑑
- ③通帳のコピーなど振込口座のわかるもの

▼問合せ 福祉課子育て支援係 ☎28・0936